

【取組 1】 県立学校における「労働安全衛生体制等の確立・推進モデル事業」の実施

1 趣旨、目的等

多忙化解消に向けて、各学校でも工夫しながら取組を進めていますが、多忙化問題は様々な要素に起因しており、一つの問題を解決しても、抜本的な解消は困難な課題となっています。労働安全衛生上からも、勤務時間の適正な管理と健康上の対策が強く求められており、文部科学省は、平成 18 年 4 月 3 日付で「労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行等について」及び平成 19 年 12 月 6 日付で「公立学校等における労働安全衛生体制の整備について」通知を発出しています。

この中で、使用者は労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業・就業時間を確認し、これを記録することとした厚生労働省通知に基づいて、「各学校等における勤務時間の適正な把握」を各教育委員会に要請し、各学校での取組を促すとともに、長時間労働職員への「医師による面接指導」を求めています。

また、労働安全衛生法上、50 人以上の職場で設置が義務付けられている「労働安全衛生委員会」について、県立学校で設置されているものの、調査・審議の場である労働安全衛生委員会が十分機能していないという指摘もあります。県教育委員会でも、労働安全体制等の確立に向けた取組を一層推進していかなければなりません。

職員の健康を保持・増進していくためには、多忙化解消と労働安全衛生法上の対策及びメンタルヘルス対策等を一体的に推進していくことが重要です。具体の学校の取組を支援し、先進事例とすることを目的として、県立学校を対象に「労働安全衛生体制の確立・推進モデル事業」を実施し、その成果や課題等を整理・検証しながら他校に広めていくこととします。

2 「労働安全衛生体制等の確立・推進モデル事業」協力校の指定

「労働安全衛生体制等の確立・推進モデル事業」の協力校は、労働安全衛生法第 19 条に規定する安全衛生委員会の設置が義務付けされている高等学校及び特別支援学校からそれぞれ 1 校を指定し、教職員の負担軽減に向けた多面的な取組を個別具体的に支援しながら労働安全衛生体制等の確立・推進をモデルケースとして構築していきます。

3 労働安全衛生に関する手引き等の作成

「労働安全衛生体制等の確立・推進モデル事業」の協力校の取り組み事例等をもとに、学校現場における労働安全衛生に関する手引きを作成し、他の県立学校及び市町村立学校に提供する。

手引きの内容（例）

労働安全衛生法上のポイントの整理

労働安全衛生体制、組織について

安全衛生委員会等の開催のあり方（回数、内容等）

学校が行う多忙化解消（教職員の負担軽減）の取り組み事例

労働安全衛生関係様式集

4 県立学校「労働安全衛生体制等の確立・推進モデル事業」実施要領（案）

次ページのとおり

県立学校「労働安全衛生体制等の確立・推進モデル事業」実施要領（案）

（目的）

第1 この要領は、県立学校「労働安全体制等の確立・推進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を実施するために必要な事項を定め、もって、学校現場の労働安全衛生体制等の確立及び教職員の負担軽減の推進を図ることを目的とする。

（モデル事業の内容）

第2 モデル事業で実施する内容は次のとおりとする。

- (1) 学校の労働安全衛生体制及び関連する事務の確立・推進に関すること。
- (2) 教職員の負担軽減対策の推進に関すること。
- (3) 教職員のメンタルヘルス対策に関すること。

（協力校の指定）

第3 モデル事業に協力する学校（以下「協力校」という。）は県立学校の次の区分から指定することとする。

なお、協力校は、各学校の希望を調査の上、決定するものとし、多数の希望があった場合は、調整する。

- (1) 教職員数が50名以上の高等学校から1校
- (2) 特別支援学校から1校

（協力校に対する支援）

第4 岩手県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）は、モデル事業の内容の実施等について、関係課で協力し、資料提供を行うほか、必要に応じて協力校を訪問し、会議等に出席するなどの支援を行う。

（協力校の取り組み事例の周知）

第5 事務局は協力校の取組事例等をまとめ、第2に掲げる内容についての手引き等を作成し、協力校以外の学校にも広く周知することとする。

（経費の負担）

第6 本事業の実施にかかる経費は事務局が負担する。

（庶務）

第7 本事業の庶務は、岩手県教育委員会事務局（ ）において処理する。

（その他）

第8 この要項に定めのない事項については、事務局及び協力校で協議の上決定することとする。

附則

この要領は、平成21年 月 日から施行する。